# 印西地区環境整備事業組合

### 次期中間処理施設整備事業用地検討委員会

## 組織細則

# 第1項 目的

この組織細則は、検討委員会の組織に関し、附属機関条例及び同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2項 用語の定義

この組織細則における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 附属機関条例 印西地区環境整備事業組合附属機関条例
- (2)検討委員会 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
- (3) 関係市町 印西市、白井市及び栄町
- (4) 比較対象地 検討委員会で抽出された用地

# 第3項 担任する事務の主要項目

附属機関条例第2条別表で規定する「担任する事務」の主要項目は、次に掲げる事項の とおりとする。

- (1) 次期中間処理施設の整備に適した用地の条件
- (2) 比較対象地の比較評価項目
- (3) 比較対象地の比較評価基準
- (4) 比較評価項目毎の配点
- (5) 用地の募集方法
- (6) 比較対象地の比較評価

#### 第4項 委員構成の詳細

附属機関条例第2条別表で規定する「委員の構成」の詳細は、次表のとおりとする。 なお、次表中「公募による関係市町の住民」に関する定数は、関係市町毎における応募 者の多少に関わらず、これを変更しないものとする。

委員構成	委員構成の詳細		定数
	検討委員会の担任する事務に関係する学		
学識経験を有する者	識経験を有する者		4人以内
公募による関係市町の住民	応募者から提出のあった 小論文等により選考した 住民	印西市	5人以内
		白井市	3人以内
		栄 町	2人以内
管理者が必要と認める者	印西クリーンセンター環境委員会住民側		
	委員		1人
合計			15人以内

#### 第5項 任期

附属機関条例第2条別表で規定する任期は、平成25年4月1日から平成26年3月3 1日までの1ヵ年を予定する。

# 第6項 委任

この組織細則に定めるもののほか、検討委員会の組織に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

- この組織細則は、平成25年2月20日から適用する。
- この組織細則は、平成25年4月21日から適用する。